平成２６年（フ）第６５号
兵庫県加古川市加古川町寺家町322番地
債務者　松景　久芳
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　弦
4　破産債権の届出期間　平成26年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３号
山口県下関市梶栗町２丁目６番８号
債務者　土井　泰久
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５８２号
埼玉県川口市中青木２丁目８番13―605号　プリムローズ川口、旧住所埼玉県川口市西青木２丁目15番26―204号　日神パレステージ西川口グランアベニュー
債務者　古賀　春樹
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９４号
さいたま市浦和区常盤３丁目15番３号　浦和コーポＷ１号
債務者　室井　正之
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０４号
さいたま市西区大字宝来1378番地35
債務者　泉　　隆之
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０５号
さいたま市西区大字宝来1378番地35
債務者　泉　　依美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
埼玉県草加市手代町165番地32　メゾン手代105号
債務者　田中　麻衣
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
山形県寒河江市大字白岩648番地の１
債務者　真木　知彦
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５１８号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島1006番地６
債務者　石塚　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７１号
埼玉県新座市新座３丁目５番２―106号
債務者　山口　　競
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７２号
埼玉県新座市新座３丁目５番２―106号
債務者　山口　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８８号
さいたま市南区大字太田窪2197番地１　今井ハイツ103
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
埼玉県戸田市美女木２丁目30番地の６　シンシア101号室
債務者　須藤美代子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西５丁目14番地10　プレシールⅡ・102
債務者　大倉惠津子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
新潟県魚沼市十日町888番地
債務者　荒井　武喜
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１号
新潟県長岡市堀金１丁目６番27号　セジュールアイ102号室
債務者　佐藤　美夏
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係